

国民年金保険料 納付猶予制度の対象者が 50歳未満まで拡大されました

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満まで拡大されました。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、速やかに手続きをお願いします。

平成28年度の免除や猶予の申請受付は、平成28年7月1日から開始しています。

※申請は原則として毎年必要です。

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課年金担当

(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120 / FAX 35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.

tokushima.jp



年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の 申請受付期間は平成28年8月1日まで 申請がまだお済みでない方はお急ぎください！



年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の申請期限が迫っています。**申請期限を過ぎると給付金を支給することができません。**

給付金の支給対象と思われる方へ申請書を4月下旬に送付していますので、申請がまだお済みでない方は、今一度ご確認いただき、早めの申請をお願いします。

【申請受付期間】平成28年8月1日(月)まで

※申請締め切り後の受付はできませんので、ご注意ください。

【支給対象者】次の要件をすべて満たす方

◎平成27年1月1日に小松島市に住民票がある方

◎平成27年度の市民税が課税されていない方

◎平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

ただし、「市民税が課税されている方に扶養されている方」と、「生活保護制度の被保護者となっている方」は対象外です。

※支給対象だと思われるのに、申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。

【申請方法】

申請書に必要事項をご記入のうえ印鑑を押して、運転免許証や健康保険被保険者証、住民基本台帳カードなど本人確認ができる書類（有効期限が切れていないもの）のコピーと、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の通帳の見開きのページのコピーを添えて、同封の返信用封筒で申請してください。

※申請書をなくされた方や申請書の再発行を希望される方などは、ご連絡ください。

また、申請をしたにも関わらず決定通知が届いていない方は、添付書類の不足などの理由で保留の可能性がありますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金担当（市役所4階臨時窓口）

☎ 38・6611 / FAX 35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.

tokushima.jp